

練) 」という。) の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第一号に規定する者に対し、省令第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

## 第二節 人員に関する基準

(従業者及びその員数)

**第百四十四条** 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に定める数
  - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
  - ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上とする。
  - ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上とする。
  - ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一人以上とする。
- 二 サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅の訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する場合は、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を、機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第一項第一号の看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第一号の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第百四十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第百四十六条** 第八十四条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

### 第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

**第百四十七条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、第三項第一号に掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

(訓練)

**第百四十八条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者がその有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常に一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

**第百四十九条** 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携して、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

**第百五十条** 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第八十九條から第九十五條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百四十七條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第百五十條において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十一條」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第百五十條」と読み替えるものとする。

#### 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

**第百五十一条** 自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六條に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介

護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第百五十二条** 第百四十七条（第一項を除く。）の規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

## 第九章 自立訓練（生活訓練）

### 第一節 基本方針

**第百五十三条** 自立訓練（生活訓練）（省令第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六条の七第二号に規定する者に対し、省令第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

（従業者及びその員数）

**第百五十四条** 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数との合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者

ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すことに一人を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護



職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一人以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅の訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する場合は、当該指定自立支援訓練（生活訓練）事業所ごとに、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

**第百五十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

**第三節 設備に関する基準**

**第百五十六条** 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室 次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項の訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室 次のとおりとすること。

- イ 一の居室の定員は、一人とすること。
  - ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
  - 二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 第一項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。
- 5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

#### 第四節 運営に関する基準

##### （サービスの提供の記録）

**第百五十七条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、その都度、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて、当該支給決定障害者の確認を受けなければならない。

##### （利用者負担額等の受領）

**第百五十八条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、当該支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。第三号において同じ。）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 日用品費
  - 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項に定めるもののほか、当該支給決定障害者から、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 光熱水費
  - 三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - 四 日用品費
  - 五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前各項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、第三項第一号及び第四項第一号から第三号までに掲げる費用の支払に係る取扱いについては、知事が定めるところによるものとする。

（記録の整備）

**第百五十九条** 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第六十一条第一項に規定する自立訓練（生活訓練）計画に係る記録
- 二 第百五十七条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 三 次条において準用する第九十一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第七十六条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 次条において準用する第四十一条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十二条第二項に規定する事故の状況及びその際に採った処置についての記録

（準用）

**第百六十条** 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十条から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第八十九條から第九十五條まで、第百三十二條、第百四十八條及び第百四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百六十條にお

いて準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次條第一項から第三項まで」とあるのは「第百五十八條第一項から第四項まで」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百五十八條第二項」と、第六十一條第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第百三十二條第一項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者に限り、）」と、同條第二項中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び知事が定める者であつて、）」と読み替えるものとする。

#### 第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

**第百六十一條** 自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六條に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者が当該事業に関し満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対し指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所の提供する指定通所介護の利用者の数が指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数との合計数であるとした場合において当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対し適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

**第百六十二條** 第百四十七條（第一項を除く。）の規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

### 第十章 就労移行支援

#### 第一節 基本方針

**第百六十三條** 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、省令第六條の九に規定する者に対し、省令第六條の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の



便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第二節 人員に関する基準**

(従業者及びその員数)

**第六十四条** 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号の就労支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者及びその員数)

**第六十五条** 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）に基づき学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数

イ 利用者の数が六十以下 一人以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上

2 前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項に規定する認定指定就労移行支援事業所の従業者について準用する。

(準用)

**第百六十六条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業所において行うものを除く。）について準用する。

2 第五十三条の規定は、指定就労移行支援の事業（認定指定就労移行支援事業所において行うものに限る。）について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第百六十七条** 第八十四条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

2 前項の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所にあつては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づき学校又は養成施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

### 第四節 運営に関する基準

(実習の実施)

**第百六十八条** 指定就労移行支援事業者は、利用者が第七十二条において準用する第六十一条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第百六十九条** 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

**第百七十条** 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職

業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

**第七十一条** 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

(準用)

**第七十二条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十条から第六十三條まで、第六十九条、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五条まで、第三百二十二條、第四百七十七條及び第四百四十八條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第七十二条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第一項」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者を除く。）が」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第四百七十七條第二項」と、第六十一条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第七十二条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第七十二条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次條」とあるのは「第七十二条」と、第三百二十二條第一項中「支給決定障害者（」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者に限り、」と、同條第二項中「支給決定障害者（」とあるのは「支給決定障害者（知事が定める者であつて、」と読み替えるものとする。

**第十一章 就労継続支援A型**

**第一節 基本方針**

**第七十三条** 省令第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

**第二節 人員に関する基準**

(従業者及びその員数)

**第七十四条** 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員 次に定める数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

- ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。
- ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一人以上とする。
- 二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
  - イ 利用者の数が六十以下 一人以上
  - ロ 利用者の数が六十一以上 一人に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一人を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
- 3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員及び生活支援員のうち一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

**第七十五条** 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

### 第三節 設備に関する基準

**第七十六条** 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、指定就労継続支援A型の提供に支障がない場合は、訓練・作業室を設けないことができる。

- 2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
  - 一 訓練・作業室 次のとおりとすること。
    - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
    - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
  - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
  - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
  - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第一項の相談室、多目的室その他運営上必要な設備は、利用者の支援に支障がない場合は、相互に兼ねることができる。
- 4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第四節 運営に関する基準

(実施主体)

**第七十七条** 指定就労継続支援A型事業者は、社会福祉法人その他専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。



- 2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

**第七十八條** 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。ただし、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）が省令第六条の十二第二号に規定する者に対し指定就労継続支援A型を提供する場合は、この限りでない。

(就労)

**第七十九條** 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

**第八十條** 指定就労継続支援A型事業者は、第七十八条本文の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、第七十八条ただし書に規定する場合には、当該利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

- 3 前項の工賃の一月当たりの平均額は、三千円を下回ってはならない。

- 4 指定就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(実習の実施)

**第八十一條** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十五条において準用する第六十一条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習を行うことができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

**第八十二條** 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校その他の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

**第百八十三条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

**第百八十四条** 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十以上二十以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十一以上三十以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数
- 三 利用定員が三十一以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)

**第百八十五条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十九条から第九十五条まで、第百四十七条、第百四十八条及び第百七十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項中「次条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する第百四十七条第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百八十五条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十五条」と読み替えるものとする。

## 第十二章 就労継続支援B型

### 第一節 基本方針

**第百八十六条** 省令第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対し就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

**第百八十七条** 第五十三条、第八十二条及び第百七十四条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

**第三節 設備に関する基準**

**第百八十八条** 第百七十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

**第四節 運営に関する基準**

(工賃の支払等)

**第百八十九条** 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、工賃として、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の工賃の一月当たりの平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、毎年度、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度における工賃の平均額について、利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

**第百九十条** 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第六十条から第六十三条まで、第六十九条、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十七条、第八十九条から第九十五条まで、第百四十七条、第百四十八条及び第百八十一条から第百八十三条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十二条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十七条第一項」と、第二十五条第二項中「第三十二条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する第百四十七条第二項」と、第七十八条第二項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第百九十条において準用する第九十一条」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百九十条」と、第百八十一条第一項中「第百八十五条」とあるのは「第百九十条」と読み替えるものとする。

**第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準**

(実施主体等)

**第百九十一条** 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第二百六条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項第四号に規定する授産施設又は社会福祉法第二条第二項第七号に規定する授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以